

消防法における防火対象物の火災予防関係の命令・罰則一覧

消防法条項	命 令・義 務	罰 則	
		規定違反（直罰）	命令違反
第3条第1項	屋外における火災予防措置命令		罰金20万円以下・拘留（第44条第1号）
第4条	立入検査の受認義務等	罰金20万円以下・拘留（第44条第2号）	
	資料提出命令等		罰金20万円以下・拘留（第44条第2号）
第5条	防火対象物に対する措置命令		懲役1年以下・罰金50万円以下（第41条第1項第1号）、併科（同第2項）
第8条第2項	防火管理者選任届出義務	罰金20万円以下・拘留（第44条第6号）	
第8条第3項	防火管理者選任命令		懲役3月以下・罰金20万円以下（第43条第1項第1号）、併科（同第2項）、両罰（第45条）
第8条第4項	防火管理業務措置命令		懲役6月以下・罰金30万円以下（第42条第1項第1号）、併科（同第2項）、両罰（第45条）
第8条の2第3項	共同防火管理協議事項作成命令		無し
第8条の3第3項	防炎対象物品の表示義務	罰金20万円以下・拘留（第44条第3号）、両罰（第45条）	
第17条の3の2	消防用設備等の検査受認義務、設置届出義務等	罰金20万円以下・拘留（第44条第3号の2、第6号）	
第17条の3の3	消防用設備等の点検報告義務等	罰金20万円以下・拘留（第44条第7号の3）	
第17条の4	消防用設備等の設置命令		懲役6月以下・罰金30万円以下（第42条第1項第7号）、併科（同第2項）、両罰（第45条）
	消防用設備等の維持命令		罰金20万円以下・拘留（第44条第8号）、両罰（第45条）